

教育委員会 5 月定例会会議録

1 会議の名称 中之条町教育委員会 5月定例会

2 会議の期日 令和7年5月27日(火)

3 会議の場所 中之条町ツインプラザ 研修室3

4 会議に出席した委員・教育長

教 育 長	山口 暁夫
委員(教育長職務代理者)	湯本 茂夫
委 員	石田 優子
委 員	奈良 保宏
委 員	塚田 夕子

5 会議に出席した職員

こども未来課長	山本 伸一
生涯学習課長	剣持 和美
次長兼教育指導係長	湯浅 成夫
学校教育係長	唐澤 将希
六合こども未来係長兼六合生涯学習係長	中沢 芳宏
総務係長	外丸 綾子

6 議 事

議案第1号 中之条町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第2号 中之条町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第3号 中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」運営審議会委員の委嘱について

議案第4号 令和7年度教育費等予算の5月補正予算について

議案第5号 令和7年度教育費等予算の6月補正予算について

議案第6号 「第44回 関東ブロック スポーツ少年団競技別交流大会 群馬県予選会(ミニバスケットボール)」の後援について

議案第7号 令和8年度使用教科用図書の採択について

7 報 告

(1) 令和7年度 教育行政方針について

(2) 六合地区中学校生徒の教育事務の委託について

8 協議事項

(1) 部活動の地域移行・地域連携について

(2) その他

9 その他

(1) 問題行動及び教育支援センター「虹」、相談室・保健室利用、日本語サポート教室「未来」の状況について

(2) その他

10 事務連絡

6月定例会 6月26日(木) 午前9時30分から ツインプラザ 研修室1

11 開 会

午前9時30分、教育長、教育委員会会議の開会を宣す。

教育長より挨拶

12 会議録署名委員の指名

こども未来課長が今回の会議の会議録署名委員に、湯本茂夫教育長職務代理者を指名

13 会期の決定

会期の決定 本日一日限り

14 会議録の承認

4月定例会会議録について、全員異議なく承認

15 報告事項

(1) 教育長等執務報告

教育長より、令和7年4月25日から令和7年6月26日までの行事等について報告

(町民バレーボールリーグ、町教育研究所総会、学校運営協議会、町幼小中学校PTA連絡協議会、郡教育長会議、県市町村教育長協議会、地域学校協働活動推進委員辞令交付、吾妻教育事務所教育委員会訪問、六合地区PTA連絡協議会総会、町議会本会議、六合地区中学校生徒の教育事務委託に関する長野原町との事前協議、郡社会教育振興会理事総会、郡町村教育委員会連絡協議会総会、町スポーツ少年団総会、定例教育委員会、町社会教育委員会、中之条小学校計画訪問、まちなか5時間リレーマラソン運営委員会、町社会福祉協議会理事会、議会本会議、同文教民生常任委員会、中之条中学校計画訪問、六合小学校計画訪問、次回定例教育委員会など)

16 会議における議事の経過及び発言趣旨

議案第1号 中之条町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

こども未来課長より、議案資料について説明

国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、当該基準を踏まえて定めている本町条例の一部改正を行うものである。

異議なく、原案のとおり承認

議案第2号 中之条町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

こども未来課長より、議案資料について説明

国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、当該基準を踏まえて定めている本条例の一部改正を行うものである。

異議なく、原案のとおり承認

議案第3号 中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」運営審議会委員の委嘱について

生涯学習課長より、議案資料について説明

文教民生常任委員長並びに校長会長の交代に伴い、構成員を変更したい。なお、委嘱期間は前任者の残任期間とする。

異議なく、原案のとおり承認

議案第4号 令和7年度教育費等予算の5月補正予算について

こども未来課長より、議案資料について説明

【歳出の部】中学校運営管理事業（事務局分）工事請負費、給食センター運営管理事業（事務局分）工事請負費の増額

異議なく、原案のとおり承認

議案第5号 令和7年度教育費等予算の6月補正予算について

こども未来課長、生涯学習課長より、議案資料について説明

（1）こども未来課分野

【歳入の部】尾瀬ネイチャーラーニング補助金

【歳出の部】日本語サポート教室指導員謝金、六合小学校灯油タンク更新工事、尾瀬ネイチャー

ラーニング現地ガイド料 ほか

(2) 生涯学習課分野

【歳出の部】 六合運動施設修繕料 ほか

異議なく、原案のとおり承認

議案第6号 「第44回 関東ブロック スポーツ少年団競技別交流大会 群馬県予選会（ミニバスケットボール）」の後援について
--

生涯学習課長より、議案資料について説明

主催は、県スポーツ協会及び県スポーツ少年団で、一部の日程で町総合体育館を使用して開催される。開催地の教育委員会に後援依頼が提出されている。

異議なく、資料のとおり承認

議案第7号 令和8年度使用教科用図書の採択について

教育長から、本件は教育長と教育委員のみで審議する旨の発言があり、こども未来課長、生涯学習課長、次長兼教育指導係長、学校教育係長、六合こども未来係長兼六合生涯学習係長、総務係長は退室した。

教育長の指示により退室した職員が入室し、湯本教育長職務代理者が、議案第2号については審議が終了し、承認された旨を告げた。

17 報 告

(1) 令和7年度 中之条町教育行政方針について

こども未来課長より、報告

4月定例会より継続審議となっていた令和7年度中之条町教育行政方針については、令和7年5月7日、書面審議の結果、委員全員が承認し決定された。

(2) 六合地区中学校生徒の教育事務の委託について

こども未来課長より、資料について説明

令和7年5月22日、教育事務委託に関する長野原町との事前協議が行われ、その内容が報告された。

①教育に係る事務の委託に関する規約について

②委託料の算定について（地方教育費調査を基に算定する方式を採用）

規約については、長野原町、中之条町ともに6月議会へ上程される。

(湯本教育長職務代理者)

教育事務の委託に伴い、事務委託料の他に必要となる経費はあるか。また、生徒の給食費については、どのように考えられているか。

(こども未来課長)

委託料の他に必要となる経費は、六合地区生徒のスクールバス運行経費をはじめ、六合中学校が休校の扱いとなることから、学校施設の維持管理費が必要となってくる。更に、地方交付税の歳入が減額となることから、実質的には交付税減額分の負担増が見込まれる。

なお、生徒の給食費については、長野原町も無償化されており、給食の賄材料費や給食センターの運営費等は、事務委託料の算定基礎となる地方教育費調査の額に含まれている。

従って、中之条町が長野原町へ支払う事務委託料の中に、給食費に係る経費も実質的に含まれている。

18 協議事項

(1) 部活動の地域移行・地域連携について

こども未来課長より、発言

前回会議において、部活動指導員を導入していく方針が定められたので、今回は、中学校の部活動の現状について、資料説明を中心に進めてまいりたい。

次長兼教育指導係長より、資料について説明

①郡内中学校の運動部員数調査結果について

- ・ 球技種目において、部員数の減少により単独でチームが組めない中学校が複数存在しており、合同部活動の実施や、合同チームによる試合参加が行われている現状がある。

②中之条中学校の部活動の状況について

- ・ 生徒数の急激な減少と配置職員の減員により、従来の部活動数を維持できないことから、適正部員数の確保と職員数に見合った部活数を目指し、令和6年度において部活動編成基準の見直しを定め、生徒・保護者へ周知した。
- ・ 見直しの内容は、令和7年度新入生の入部が確定した時点で、1・2年生の部員数が最小構成人数を下回った場合等の対応を定め、令和8年4月1日から適用を開始とする。
- ・ 最小構成人数とは、団体競技は公式戦に出場できる最小出場可能人数、個人競技は最小3人としている。
- ・ 今年度の入部結果を受け、次年度から募集停止措置となる部活動がある。
- ・ 生徒の希望によって部員数に変動があるため、部活動運営の予測が困難である。

③六合中学校の部活動の状況について

- ・ 陸上、弓道、ソフトテニスの3つの部活動を行っている。ソフトテニス男子は、今年度はペアを組めないという課題があるが、来年度は長野原中学校で部活動ができるので解消される。

(奈良委員)

他校との合同部活動の状況について教えていただきたい。練習の時期や練習場所、そこまでの移動手段はどうしているのか。

(次長兼教育指導係長)

平日は自校で練習を行い、休日を中心に合同練習を行う。合同練習の場所は、一般的に各校持ち回りで行うことが多いが、冬季は積雪の少ない場所を選んで行うなど、柔軟に対応しているようだ。シーズンになると練習試合が多くなり、試合会場へ直接集合する。移動手段は、ほとんど保護者が車で送迎している。

(教育長)

休日の合同部活動では、相手校の町村によっては、教職員は不在で部活動指導員のみという場合もある。当町は顧問の教職員が付き添うが、今後、様々な面で調整が必要になってくると考えられる。

(湯本教育長職務代理者)

部活動指導員に部活動を任せた場合、活動中の怪我の保険対応はどのようになるのか。また、地域クラブに移行した場合はどうか。

(こども未来課長)

部活動指導員を導入すれば部活動として行うことになるので、子どもたちは全員が加入している日本スポーツ振興センターの災害共済給付が適用される。なお、部活動指導員は町の会計年度任用職員となるので、町が加入する労災等で補償される。一方、地域移行する場合は、部活動ではなく地域クラブでの活動となるため、子ども・指導者ともにクラブが加入するスポーツ保険などに各自で保険料を納め、その保険を適用するようになる。

(湯本教育長職務代理者)

平日は学校で部活動、休日は地域クラブへ移行となると、適用される保険が変わってくるという認識でよいか。

(奈良委員)

現在も学校の部活動に所属しながら、平日夜間や休日にクラブチームで練習をしている子どももいる。それと同じイメージだと思う。当然ながら、クラブチームに指導料や保険料などを自己負担で支払っている。

(石田委員)

平日の部活動は参加するが、休日の地域移行されたクラブには参加しない、ということも可能なのか。

(こども未来課長)

休日の部活動を地域移行した場合は、可能である。

(奈良委員)

クラブチームに主軸をおいて活動している子どもの中には、休日の練習や試合には出ないという条件で、平日だけ部活動に参加している子どももいる。地域移行という話がなくても、以前からそういう話は現実としてあるし、可能であると思う。

(こども未来課長)

休日・平日ともに地域移行して学校で部活動を行わないとすると、距離的、経済的、また送迎等の関係から、クラブに通える子どもと通えない子どもに格差が生じてしまうおそれがある。それらを考慮すると、部活動を存続し、部活動指導員を導入していく方法が、中山間地域では望ましい形なのではないかと考えている。

(奈良委員)

部活動の地域移行により、経済面や送迎などの保護者負担が増えていくのではないかと。これらを軽減する方策も考えていく必要があると思う。部活動を存続する場合であっても、合同部活動への送迎の負担、交通事故の心配などは残る。課題は多い。

こども未来課長より、資料について説明

④中之条町スポーツ協会専門部を対象にした中学校部活動に係るアンケート結果について

令和7年2月に、生涯学習課が町スポーツ協会20専門部を対象に行ったアンケートの集計結果について概要を説明した。

- ・ 団体の活動に中学生の受入れが「できる」又は「できる可能性がある」と答えた団体は12団体で、半数以上の団体が前向きな回答であった。しかし、そのほとんどが平日夜間に活動しているため、休日部活動の受入れを想定したうえでの回答ではないと考えられる。休日の部活動を依頼するには、更に調査と検討が必要である。
- ・ 生徒の受入れに際して心配なことは、「責任の所在」、「怪我などの保険対応」と答える団体が多かった。
- ・ 生徒の受入れに際し、町に対して望む支援は、「活動場所の優先的使用」、「会場使用料の減免」と答える団体が多かった。

⑤中之条町部活動地域移行・地域連携（地域展開）に向けたスケジュール案について

○基本方針案の確認

- ・ 生徒が生涯にわたりスポーツ・文化・芸術活動に親しむ機会を確保する。
- ・ 教員の働き方改革の実現を図る。
- ・ 生徒の自主的・自発的な地域クラブ活動などへの参加を促し、豊かで幅広い活動機会を確保する。

○スケジュール案の確認（主なもののみ）

- ・ 令和7年度は、推進計画の策定と地域展開に向けた検討協議会の設置を行う。
- ・ 令和8年度の目標として、可能な部活動から部活動指導員を導入できるよう目標設定する。
- ・ 令和9年度以降の目標として、可能な部活動から休日の地域クラブ等に移行できるよう目標設定する。また、平日の部活動は、期限を設けず可能な限り地域移行できるよう検討を進める。

(教育長)

国の示すスケジュールでは、改革実行期間の前期である令和8年度から令和10年度までに、まだ着手していない地方公共団体においても、休日等の地域展開（地域移行）に着手することとしている。地域の実情に応じ、地域展開が困難な場合は、当面は部活動指導員等の配置をしてもよい。

専門部のアンケート結果を踏まえると、平日夜間の活動を主としているところが多いことから、休日に行う部活動指導員は、特定の人材に依頼することも検討に加える必要がある。郡内では、地域にある競技に限ってのみ学校の部活動を行うよう改変する町村もあると聞いている。また、県が運営する人材登録制度「指導者・サポーターバンク」には、当町からも登録があると聞いている。当町も新たな一歩を踏み出せるよう検討してまいりたい。

今回、部活動の地域展開に向けたスケジュール案を提示させていただいたが、今後、実情に合わせて見直す必要もでてくると思う。多くの方から多様なご意見やご提案をいただきながら進めてまいりたい

(石田委員)

これまでの情報とスケジュール案が提示されたことにより、休日部活動の地域展開の可能性が具体的になってきたと思う。スケジュールに沿って着手し、並行して部活動指導員の規約の検討を進めていただきたい。

(塚田委員)

スケジュール案にもあったが、検討協議会等を早い段階で設立し、地域展開の基本的方針や理念を、多くのスポーツ関係者と共有する必要があると思う。それらを踏まえたうえで、それぞれの立場で何ができるかを考えていただくのがよいと感じている。

(湯本教育長職務代理者)

中之条中学校の部活動編成基準では、人数によって部の存続が決定される仕組みであるが、先ほどの教育長の話では、他町村の学校では、「地域でできるものしか部活動はしない」という考え方もある。今後、生徒数の減少が更に進んだ場合は、人数がいるから存続とするのか、又は、指導等ができる部活動のみに限定するのか、教育委員会が学校の部活動を限定していくような考えはあるか。

(こども未来課長)

生徒数や教職員数の状況、生徒のニーズや自主性等を考えると、部活動の種目は学校が決めるほうがよいと考える。教育委員会が部活動の限定をするのは難しいのではないかと。

(奈良委員)

スポーツ少年団も地域の受皿のひとつとして検討してはどうか。スポーツ少年団は、小学生のスポーツ活動を担う印象が強いが、中学生や高校生も受け入れられる組織であり、県内でも先行事例があると聞いている。

(こども未来課長)

既に吉岡町がスポーツ少年団を主軸に地域展開を行っている。今後、検討協議会を設立する際に、スポーツ少年団の方や文化活動団体の方にも加わっていただきたいと考えており、検討させていただきたい。

(2) その他

なし。

19 その他

- (1) 問題行動及び教育支援センター「虹」、相談室・保健室利用、日本語サポート教室「未来」の状況について

次長兼教育指導係長より、資料について説明。4月の実績が報告された。

- (2) その他

こども未来課長より、今般報道のあった宮城復興支援センター主催「イングリッシュ・キャンプ」の後援名義について、報道内容と今後の対応が報告された。管内の学校等では当該イベントの開催チラシを配布していないことを確認しており、今後、教育委員会の後援名義の使用については、基準の見直しを図っていく。

20 事務連絡

6月定例会 6月26日(木) 9時30分から ツインプラザ 研修室1

21 閉会の宣言

午前11時50分、教育長、教育委員会会議の閉会を宣す。

22 議決事項

- 議案第1号 中之条町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第2号 中之条町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第3号 中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」運営審議会委員の委嘱について
- 議案第4号 令和7年度教育費等予算の5月補正予算について
- 議案第5号 令和7年度教育費等予算の6月補正予算について
- 議案第6号 「第44回 関東ブロック スポーツ少年団競技別交流大会 群馬県予選会（ミニバスケットボール）」の後援について
- 議案第7号 令和8年度使用教科用図書の採択について
- (承 認)

4月定例会 議案第1号 令和7年度 教育行政方針の策定について
(令和7年5月7日、書面にて承認)